

一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター給付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）の定款第4条第1号に規定する勤労者の生活安定に関する事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給付)

第2条 センターの会員（以下「会員」という。）が、第3条から第13条の各条の1に該当した場合は、別表第1に定めるところにより、給付金を支給する。

(結婚祝金)

第3条 会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。ただし、内縁は含まないものとする。

(出生祝金)

第4条 会員及び会員の配偶者が出産したときは、出生祝金を支給する。

- 2 生後14日以内に死亡した場合は、含まないものとする。
- 3 多児出産の場合は、1児につき1件として扱うものとする。

(入学祝金)

第5条 会員の子が小学校、中学校及びこれと同等の学校に入学したときは、入学祝金を支給する。

(成人祝金)

第6条 会員が満20歳になったときは、成人祝金を支給する。

(還暦祝金)

第7条 会員が満60歳になったときは、還暦祝金を支給する。

(銀婚祝金)

第8条 会員が結婚して満25年に達したときは、銀婚祝金を支給する。

(在会20年祝金)

第9条 会員が在会して満20年に達したときは、在会祝金を支給する。

(死亡保険金及び弔慰金)

第10条 会員が死亡したときは、その死因に応じ死亡保険金を支給する。

2 会員の配偶者（内縁を含む。）、親（配偶者の親を含む。実父母、養父母及び継父母をいう。）又は子若しくはその配偶者が死亡したときは、弔慰金を支給する。ただし子の死亡は妊娠7か月以上の死産を含むものとする。

3 会員が死亡したとき支給する死亡保険金の受取人の範囲及び順位は次による。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

4 前項の死亡保険金を受け取ることのできる同順位の受取人が複数人ある場合は、1会員につき1件・1人の申請及び支給とする。

5 会員の年齢については、第19条に規定する共済保険の契約更新月日（当該年度の4月1日をいう。）で算定する。

（傷病休業保険金）

第11条 会員が、傷病により連続して14日以上休業した場合は、その日数に応じて傷病休業保険金を支給する。

2 傷病の発生原因が同一の休業（連続14日以上）がある場合は、休業の間に120日以上出勤した場合を除き、当該休業の日数を合算して1件の傷病として扱うものとする。

（障害保険金）

第12条 会員が疾病又は事故等により重度又は後遺障害となった場合は、その原因や程度に応じ障害保険金を支給する。

（住宅災害保険金及び弔慰金）

第13条 会員の居住する住宅等が災害を受けた場合は、その程度に応じて住宅災害保険金を支給する。

2 住宅災害により同居の親族が死亡したときは、住宅災害弔慰金を支給する。

（効力の発生）

第14条 第2条に規定する給付金は、会員等規則第4条に規定する会員資格の取得の日以後に発生した事由について支給する。

（給付の申請）

第15条 給付の申請は、会員本人の死亡保険金を除き、会員本人が行うものとする。

- 2 給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、理事長に給付申請書を提出しなければならない。
- 3 給付の申請は、給付事由の発生した日から3年以内に行わなければならない。ただし、申請時に会員であることを基本とする。

（給付の決定）

第16条 理事長は、前条の事項を審査し、給付を決定した場合は、速やかに申請者に通知し、給付金を支払わなければならない。ただし、この通知は、省略することができる。

（給付の制限）

第17条 給付は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を支給しないことがある。

- (1) 給付の申請に虚偽がある場合
- (2) 会費納入の義務を履行しない場合

（給付金の返還）

第18条 理事長は、虚偽又はその他の不正行為により、給付金の支給を受けた者がある場合には、その者に対し、当該給付金を返還させるものとする。

（外部委任）

第19条 この規程の施行に関する詳細事項は、センターが共済契約を締結している一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（以下「全労済協会」という。）の自治体提携慶弔共済保険の約款等によるものとする。

（委任）

第20条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- (1) この規程は、平成19年2月21日から施行する。
- (2) この規程は、平成20年4月1日、一部改正し施行する。
- (3) この規程は、平成23年4月1日、一部改正し施行する。
- (4) この規程は、平成24年4月1日、一部改正し施行する。
- (5) この規程は、平成26年4月1日、一部改正し施行する。
- (6) この規程は、平成29年4月1日、一部改正し施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

給付項目		給付事由	給付金額(円)		
祝金	結婚祝金	結婚したとき(内縁を含まない。)	20,000		
	出生祝金	出産したとき(配偶者を含む。)	10,000		
	小学校入学祝金	子が小学校へ入学したとき	5,000		
	中学校入学祝金	子が中学校へ入学したとき	5,000		
	成人祝金	満20歳になったとき	10,000		
	還暦祝金	満60歳になったとき	10,000		
	銀婚祝金	結婚して満25年を迎えたとき	10,000		
	在会20年祝金	在会して満20年を迎えたとき	10,000		
保険金及び弔慰金	死亡保険金	65歳未満	疾病により死亡したとき	100,000	
			不慮の事故により死亡したとき	200,000	
			交通事故により死亡したとき	400,000	
			疾病以外により死亡したとき(事故等を除く。)	100,000	
		65歳以上	疾病により死亡したとき	50,000	
			不慮の事故により死亡したとき	200,000	
			交通事故により死亡したとき	400,000	
			疾病以外により死亡したとき(事故等を除く。)	50,000	
	弔慰金	配偶者の死亡	配偶者が死亡したとき(内縁を含む。)	20,000	
		子の死亡	子又はその配偶者が死亡したとき	10,000	
		親の死亡	実父母、養父母又は継父母が死亡したとき(配偶者の親を含む。)	5,000	
	傷病休業保険金			傷病により14日以上30日未満休業したとき	10,000
				傷病により30日以上60日未満休業したとき	15,000
				傷病により60日以上90日未満休業したとき	20,000
				傷病により90日以上120日未満休業したとき	25,000
				傷病により120日以上休業したとき	35,000
	障害保険金	65歳未満	疾病による重度障害	100,000	
			不慮の事故による重度障害	200,000	
			不慮の事故による後遺障害	8,000~180,000	
			交通事故による重度障害	400,000	
交通事故による後遺障害			160,000~360,000		
65歳以上		疾病による重度障害	50,000		
		不慮の事故による重度障害	200,000		
		不慮の事故による後遺障害	8,000~180,000		
		交通事故による重度障害	400,000		
		交通事故による後遺障害	16,000~360,000		
住宅災害保険金	住宅火災等	建物・家財の損害の程度50%以上	100,000		
		建物・家財の損害の程度30%以上50%未満	70,000		
		建物・家財の損害の程度20%以上30%未満	50,000		
		建物・家財の損害の程度20%未満	20,000		
	自然災害	建物の損害の程度70%以上	30,000		
		建物の損害の程度20%以上70%未満	15,000		
		建物の損害の程度20%未満	3,000		
		建物が床上浸水したとき	6,000		
住宅災害弔慰金	住宅災害により同居の親族が死亡したとき	10,000			

(注) 障害保険金欄に掲げる重度障害は、全労済協会制定の後遺障害等級表第1級、第2級並びに第3級②、③及び④を示し、後遺障害は、同表第3級①及び⑤並びに第4級から第14級までを示す。